解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年四月二十三日開催の社員臨時総会の決議により平成二十三年五月十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月三十一日
京都市山科区竹鼻竹ノ街道町八一番地一七
ホーブビル二F
特定非営利活動法人京都治験ネットワーク
清算人　服部　康夫

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年二月六日開催の平成二十二年度定時総会の決議により平成二十三年四月十九日付け京都府中丹広域振興局長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月三十一日
京都府綾部市篠田町小字広畑二三番地
篠田生産森林組合
代表清算人　長谷部忠夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年四月一日定款所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月三十一日
高知県室戸市元甲一九〇二番地
財団法人元保育協会
清算人　木下　英子

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十三年四月一日厚生労働大臣の承認により解散したものとみなされましたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月三十一日
鹿児島県鹿児島市山下町一番一号
南日本銀行厚生年金基金
代表清算人　安楽　国広

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年四月十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月三十一日
沖縄県石垣市川平一二一六番地二二号
特定非営利活動法人海洋研究所
清算人　川井　昌子

公益信託佐倉都市環境整備臼井基金第二十六期決算公告

一、事業概要
千葉県佐倉市内の環境整備等に対し、総額六十五万円の助成金を給付した。
二、財産目録　平成二十三年二月二十八日現在
資産合計　二二二、六一一円
負債合計　〇円
正味信託財産　二二二、六一一円
尚、本公益信託は信託目的の達成が不能となったため、当会計年度にて終了した。

平成二十三年五月三十一日
東京都港区芝三丁目三三番一号
公益信託佐倉都市環境整備臼井基金
受託者　中央三井信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市宮城野区鶴ケ谷四丁目二〇番地の一七、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　米納津智子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月三十一日
事務所仙台市青葉区一番町一丁目一七番二四号高裁前ビル八階佐々木法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐々木雅康

平成二十三年五月三十一日
東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　松田　政行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡九〇五番地一四、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　田村　好秋
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月三十一日
群馬県高崎市本町一七二番地
相続財産管理人　弁護士　坂本　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市旭町二丁目九番地一〇、最後の住所埼玉県川越市大字増形一六四番地特別養護老人ホーム八瀬の里
被相続人　亡　齊藤文次郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月三十一日
埼玉県川越市脇田本町一五―一八ニューパレスビル三階埼玉川越法律事務所
相続財産管理人　弁護士　髙橋　太司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県八街市八街に四四六番地一一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　柏木　裕二
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月三十一日
事務所千葉市中央区中央四丁目一二番一号KA中央ビル四階　菊地秀樹法律事務所
相続財産管理人　弁護士　菊地　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県熱海市桃山町一四番地、最後の住所東京都港区六本木五丁目一四番二三―三〇五号
被相続人　亡　福島　葉子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月三十一日
東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四かたくり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山本　英司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区新宿六丁目四〇九番地、最後の住所東京都武蔵村山市大南五丁目二四番地の一
被相続人　亡　鈴木　武夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月三十一日
東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四
相続財産管理人弁護士　松田　政行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県富岡市宇田五七七番地、最後の住所東京都国分寺市日吉町四丁目三二番地六特別養護老人ホームうれしのの里
被相続人　亡　林　俊子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月三十一日
東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四
相続財産管理人　弁護士　山本　英司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区新宿六丁目四〇九番地、最後の住所東京都武蔵村山市大南五丁目二四番地の一
被相続人　亡　鈴木　武夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月三十一日
事務所東京都立川市曙町二丁目一七番六号朝日生命立川ビル四階赤沼法律事務所
相続財産管理人　弁護士　清水　光子

第21期決算公告

平成23年5月31日
茨城県笠間市石井甲4－1
サニー包装株式会社
代表取締役　小田垣　茂

貸借対照表の要旨

（平成23年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	123,656
	固定資産	151,627
	合計	275,283
負債及び純資産の部	流動負債	27,000
	固定負債	1,329
	株主資本	246,954
	資本金	10,000
	剰余金	236,954
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	234,454
	（うち当期純利益）	(26,898)
	合計	275,283